

# 令和8年度大学と民間企業等との連携による公益的事業の推進事業補助金 公募要領

## 1. 事業の目的

大学及び短期大学（以下「大学」という。）が多様な主体と連携・協働して行う公益的事業に対し、大学と民間企業等との連携による公益的事業の推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、大学と民間企業等との連携による公益的事業の推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、大学と多様な主体の連携を促し、協働による札幌市のまちづくりへの貢献及び地域課題の解決を図ることを本事業の目的とします。

## 2. 単年型事業と複数年度型事業

大学の持つ高度な研究力を活かした事業実施をしていただくため、事業期間を2か年度とする複数年度型事業を導入しております。ただし、**2年度目の補助金は、当該年度の札幌市一般会計予算が成立することが条件となり、1年度目の交付決定をもって、2年度目の補助金を確約するものではない**ことをご理解のうえ、申請をお願いいたします。

本要領において、単年型事業に関する事項は<単>、複数年度型事業に関する事項は<複>と記載しますが、特記が無ければ共通の事項とします。

## 3. <単>標準枠と加算枠

これまで補助額上限は、3,000千円としておりましたが、令和8年度から、大学と民間企業等の連携による公益的事業のさらなる推進を図るため、上限額を6,000千円とする加算枠を新設いたしました。

加算枠は以下のいずれかに該当し、多額の補助金を必要とすると市長が認める事業を採択します。

- (1) 地域課題の解決にきわめて効果的であり、その成果が波及的に札幌市のまちづくりへ大きく貢献することが見込まれる事業
- (2) 事業規模が特に大きく、複数の大学や広範な民間企業等との連携・協働を要し、公益性が高い事業

## 4. 申請資格

|    |                    |
|----|--------------------|
| 1  | 光塩学園女子短期大学         |
| 2  | 札幌医科大学             |
| 3  | 札幌市立大学             |
| 4  | 札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 |
| 5  | 札幌学院大学             |
| 6  | 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部 |
| 7  | 札幌大学               |
| 8  | 札幌保健医療大学           |
| 9  | 天使大学               |
| 10 | 東海大学               |
| 11 | 日本医療大学             |
| 12 | 藤女子大学              |

|    |                       |
|----|-----------------------|
| 13 | 北星学園大学・北星学園大学短期大学部    |
| 14 | 北海学園大学                |
| 15 | 北海商科大学                |
| 16 | 北海道医療大学               |
| 17 | 北海道科学大学               |
| 18 | 北海道教育大学               |
| 19 | 北海道大学                 |
| 20 | 北海道武蔵女子大学・北海道武蔵女子短期大学 |

上記の大学の一つが代表大学として申請し、代表大学と異なる主体（民間企業、大学、金融機関、札幌市役所等）で構成される共同体であることが必要です。共同体の構成は最低でも代表大学を含め2機関とし、それ以上の機関数により構成することを妨げません。代表大学は事業の責任者として、主体的に実施する必要があります。なお、補助金は代表大学に交付します。

また、補助金の申請に当たっては、以下の要件を満たすことも必要です。

- (1) 代表大学が主体的に実施する事業であること。
- (2) 補助対象事業に係る事業計画及び資金計画が具体化されていること。
- (3) 補助対象事業が事業実施年度の末日までに完了し、かつ、実績報告が可能なものであること。
- (4) 特定の政治活動や宗教活動、暴力的・破壊的活動、又は営利を目的とした事業ではないこと。
- (5) 本市による補助金、助成金、負担金等を受けていない事業であること。
- (6) <複>補助対象事業に、大学が有する高度な知見を活かした調査・研究の実施を含み、これらの成果を踏まえた実践を含むこと。

## 5. 申請期間及び事業実施期間

### (1) 申請期間

令和8年4月1日（水）～令和8年5月29日（金）

### (2) 事業実施期間

<単>交付決定日<sup>※1</sup>～令和9年3月31日（水）

<複>（令和8年度事業分）交付決定日<sup>※1</sup>～令和9年3月31日（水）

（令和9年度事業分）交付決定日<sup>※2</sup>～令和10年3月31日（金）

※1 交付決定日は、令和8年7月1日（水）頃を予定しておりますが、採択された代表大学に改めて通知します。

※2 交付決定日は、令和9年4月1日（木）を予定しており、継続性をもって事業実施できるように調整しますので、関係する大学はご協力をよろしくお願いいたします。

## 6. 補助対象事業

若者の地元定着や地域課題の解決に資する事業等、大学が行う公益的な事業とします。以下は事業の例ですが、これらに限定されません。

- ・ 市内での就職に特化したマッチングイベントの開催
- ・ 学生が地域課題の解決に取り組むPBL（課題解決型学習）プログラムの開発
- ・ 地域産業界のニーズに基づくリカレント・リスキリング教育の実施
- ・ 人々のウェルビーイングの実現に向けた生涯学習の実施

## 7. 補助対象経費

補助対象経費は、事業の実施に直接的に必要な経費のうち、以下のとおりです。

| 経費項目   | 内容  |
|--------|---|
| 人件費・謝金 | (人件費)<br>補助対象事業の実施に係る作業時間に対する人件費(給料、手当等)※ <sup>1</sup><br>(謝金)<br>業務・事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費 |
| 旅費     | 国内・外国への出張又は移動に係る経費(招へい旅費を含む) 等  |
| 物品費    | 消耗品費、設備備品費(耐用年数1年以上、かつ取得価額100千円以上の物品の購入に係る経費)※ <sup>2</sup>                                     |
| その他    | 外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料その他の諸経費   |

ただし、以下のものは補助対象外とします。

- ・ 交付決定日より前に支出した経費
- ・ 大学における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、固定資産税、光熱水費 等)
- ・ 土地及び建物の購入等に係る経費
- ・ 食糧費、接待費、会食費等の個人消費的経費
- ・ 領収書等の挙証書類が保存されていない経費 等

※1 補助対象事業に従事する者として交付決定大学に雇用された者に対する人件費に限る

※2 設備備品費は、購入の前に下記の書類を提出し承認を受ける必要があります。提出は、交付申請時(7. 補助金額等を参照のこと)又は変更申請時(8. 交付申請と交付決定を参照のこと)のいずれかとなります。

- ・ 設備備品購入理由書(要綱様式4)
- ・ 設備備品に係る見積書等の購入金額がわかる資料

## 8. 補助金額等

### (1) 補助上限額

<単>標準枠3,000千円/件

<単>加算枠6,000千円/件

<複>3,000千円×2年/件

### (2) 補助率

10分の10

### (3) 採択予定件数

<単>標準枠は4件、<単>加算枠は1件、<複>は1件の計6件程度。採択に関する詳細は、9. 事業の採択(審査)で後述します。

## 9. 交付申請と交付決定

代表大学は、以下の書類を令和8年5月29日(金)までに、メール(14. 本補助金の担当参照のこと)で提出してください。<複>なお、令和8年度事業分(複数年度型事業2年度目)の交付申請については、個別にご案内いたします。

- 補助金交付申請書(要綱様式1)

- 共同体構成書（要綱様式1の別紙）
- 事業計画書（要綱様式2）
- 事業収支予算書（要綱様式3）
- 設備備品購入理由書（要綱様式4）（※該当する場合のみ）
- 設備備品に係る見積書等の購入金額がわかる資料（※該当する場合のみ）
- 当該補助事業等の目的等に照らして補助金等の交付を受けることが公益上不適当と認められる法令違反等がない旨の誓約書
- その他市長が必要と認めるもの

審査の結果、交付が適当であると認められた場合には、補助金交付決定通知書（要綱様式5）で代表大学に通知します。

## 10. 事業の採択（審査）

本事業は、一次審査（書面）、二次審査（プレゼンテーション）の二段階の審査を経て補助対象事業を決定します。一次審査を通過した代表大学には、詳細を個別に連絡しますので、二次審査に参加してください。二次審査は以下のとおり予定しています。なお、審査の観点は「別表 評価基準」のとおりですので、ご参照ください。

### (1) 日時

令和8年6月中下旬 ※詳細の時間は別途調整させていただきます。

### (2) 場所

Zoomによるオンラインミーティング

<複>なお、令和8年度事業分（複数年度型事業2年度目）は令和7年度に事業の採択手続きが完了しておりますので、改めての手続きは行いません。

## 11. 事業内容変更等の申請と承認

交付決定を受けた代表大学は、補助対象事業若しくは補助対象経費の内容を変更しようとするとき又は補助対象事業の実施を中止しようとするときは、速やかに以下の書類をメールで提出（14. 本補助金の担当を参照のこと）し、承認を受ける必要があります。

- ・ 事業内容変更等申請書（要綱様式6）
- ・ 設備備品購入理由書（要綱様式4）（※該当する場合のみ）
- ・ 設備備品に係る見積書等の購入金額がわかる資料（※該当する場合のみ）
- ・ その他市長が必要と認めるもの

ただし、下記の要件をすべて満たす場合は、変更の申請及び承認の手続きは不要です。

- ・ 補助対象事業の内容の主要な部分に影響がないこと
- ・ 補助対象経費の各経費項目の額が、交付決定時の額と比較し、交付決定された補助対象経費総額の20%を超えて増加しないこと
- ・ 補助対象経費のうち、物品費（設備備品費に限る。）に関する変更ではないこと。

変更申請が必要かどうか判断に迷う場合は、14. 本補助金の担当までご相談ください。やむを得ない理由があると認められた場合には申請を承認し、事業内容変更等承認通知書（要綱様式7）で代表大学に通知します。

なお、本補助金においては、事業費の増額に関する変更申請は認められませんのでご注意ください。

## 12. 実績報告

以下の期日までに必着で必要書類を郵送又は持参（14. 本補助金の担当を参照のこと）により提出してください。ただし、持参の場合は、平日8時45分～17時15分（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）にお越しください。

### (1) 期日

＜単＞事業が完了した日から30日を経過した日又は令和9年3月31日（水）のいずれか早い日

＜複＞（令和8年度事業分）事業が完了した日から30日を経過した日又は令和9年3月31日（水）

（令和9年度事業分）事業が完了した日から30日を経過した日又は令和10年3月31日（金）のいずれか早い日

### (2) 必要書類

- ・ 事業完了報告書（要綱様式8）
- ・ 事業実績報告書（要綱様式9）
- ・ 補助金精算書（要綱様式10）
- ・ 領収書等の挙証書類（※写し）
- ・ その他市長が必要と認めるもの（※指示がある場合のみ）

提出された実績報告の内容を審査した上で、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（要綱様式11）で代表大学に通知します。

## 13. 事業費の精算に係る注意

補助金は、原則として事業が完了した後、領収書等の「事業の実施に係る支出を証する書類」を精査し、要した経費額を確定した上で交付するものです。そのため、領収書等の挙証書類（写し）の提出をお願いいたします。

請求書に対する銀行振込等により領収書を徴することが難しい場合は、支出を証するその他の書類を提出してください。挙証書類は、補助金清算書（要綱様式10）の明細との対応関係がわかるよう整理してください。

なお、挙証書類のみでは購入物品等の内容がわからない場合、請求書・納品書・発注書等のその他の書類で補完してください。

交付申請時の収支予算書に記載のない経費については精算が認められない場合がありますので、事業遂行のために真に必要な経費であるかどうか、十分に検討をお願いいたします。

なお、事業の実施に伴い収入が発生した場合、これを証する挙証書類の提出も必要ですので、遺漏のないようお願いいたします。

## 14. その他

### (1) 情報の公開

補助が決定した事業は、共同体の構成員名、事業名、事業概要、実施結果等を公表する予定です。内容は各大学と調整いたしますが、あらかじめご承知置き願います。

### (2) 概算払

補助金の交付は、原則として精算払ですが、例外的に、上限額の範囲内で全部又は一部を概

算で事業完了前に交付する（概算払）ことができます。概算払を希望する場合は、交付申請時、補助金交付申請書（要綱様式1）にその旨を記載してください。

- ✓ 補助金が振り込まれるまでには、交付決定日から3週間程度の時間がかかります。
- ✓ 事業完了後に領収書等を精査した上で確定する補助金額が、概算交付額を下回る場合は、その差額を返還する必要があります。

### (3) 他の補助制度との関係

札幌市の他の補助金、助成金、負担金等による財政的支援を受けている事業（予定を含む）については、交付申請を行うことはできません。なお、採択後に他の支援を受けていることが判明した場合は、決定を取り消す場合があります。

## 15. 本補助金の担当

〒060-0002 札幌市中央区北2条西一丁目1番地7 OREビル8階  
まちづくり政策局政策企画部公民・広域連携推進室（担当：斎藤、北野）  
電話：011-211-2281 メールアドレス：[sangakukan@city.sapporo.jp](mailto:sangakukan@city.sapporo.jp)

## 16. Q & A

本事業に関するQ & Aをまとめましたので、問い合わせの前にご一読ください。

| No. | 質問分類   | 質問   | 回答  |
|-----|--------|--|---|
| 1   | 要綱の変更点 | 昨年度の本事業の要綱から変更された点を教えてください。                    | <p><b>(第5条第1項関係)</b><br/>補助対象事業に係る収入について、これまで補助対象事業から控除することとしていたものを、総事業費から控除することとしました。</p> <p><b>(第5条第2項関係)</b><br/>単年度型において、補助額6,000千円を上限とする加算額を新設いたしました。</p> <p><b>(第6条、第7条、第13条関係)</b><br/>公益上、補助対象とすることが不適等なものを定め、不交付の決定及び交付決定の取消について決めました。</p> |
| 2   | 交付申請   | 共同体を構成する際に、協定書や覚書を締結する必要がありますか。                | 協定書や覚書等の締結は不要です。  |
| 3   | 交付申請   | 同一大学から、複数の事業を交付申請することは可能ですか。                   | 可能です。   |
| 4   | 交付申請   | <複>において、複数年での事業が決定しているのだから、2年度目の交付申請は省略できませんか。 | 予算単年度主義の原則から、年度毎の交付申請が必要です。   |
| 5   | 交付申請   | <複>における、要綱第3条第3項(7)はどのような意味ですか。                | <複>は、大学の持つ高度な研究力を最大限に活かしてもらうため、一般に、研究成果が出るまで長期の期間を要することを勘案し、2か年度での事業実施を可能とした制度です。そのため、事業内容に調査・研究の実施を含むことを必須とし、また、単なる研究費補助ではなく、調査・研究の成果を活用した実践までを含む一連の事業としたものです。   |
| 6   | 要綱の変更点 | <複>における、要綱第5条第3項(2)はどのような意味ですか。                | 本補助金の<複>は、3,000千円×2年で交付申請可能ですが、初年度交付額3,000千円、2年度目交付申請可能上限額2,000千円の総額5,000千円で決定を受けた場合、2年度目の交付申請で、3,000千円を申請することはできず、2,000千円が上限となります。   |

| 7            | 変更申請と承認    | 補助対象事業の内容の主要な部分に影響がないこととは、どのような変更ですか。                                   | 内容の主要な部分に影響がない変更かどうかを画一的にお示しすることは出来かねますので、判断に迷う場合には事前に担当までご相談ください。  |                           |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
|--------------|------------|---|---|---------------------------|--|--|------|--|--------|------------|---|--------|-------------------------|----|----------|----|-------------------------|-----|----------|-----|-------------------|-----|----------|-----|-------------------|--------------|--|--|--------------|--|------|--|--|------|--|--------|------------|---|--------|---------------------------|----|----------|----|-------------------------|-----|----------|-----|-------------------------|-----|----------|-----|----------|
| 8            | 変更申請と承認    | 補助対象経費の各経費項目の額が、交付決定時の額と比較し、交付決定された補助対象経費総額の20%を超えて増加しないこととはどのような場合ですか。 | <p>補助対象事業の内容の主要な部分に影響がない場合かつ設備備品費に関する変更ではない場合において、以下のとおりを想定しています。</p> <p><b>経費項目間の流用の具体例(変更申請が不要の場合)</b></p> <table border="1" data-bbox="1196 478 2056 890"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付決定</th> <th></th> <th colspan="2">実績報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td>1,000,000円</td> <td rowspan="4">→</td> <td>人件費・謝金</td> <td>600,000円<br/>(▲400,000円)</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>500,000円</td> <td>旅費</td> <td>900,000円<br/>(+400,000円)</td> </tr> <tr> <td>物品費</td> <td>800,000円</td> <td>物品費</td> <td>800,000円<br/>(±0円)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>700,000円</td> <td>その他</td> <td>700,000円<br/>(±0円)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計3,000,000円</td> <td></td> <td colspan="2">合計3,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>流用可能額：総額3,000,000円×20%=600,000円<br/>範囲内の流用のため、変更申請は不要です。</p> <p><b>費目間流用の具体例(変更申請が必要な場合)</b></p> <table border="1" data-bbox="1196 1050 2056 1375"> <thead> <tr> <th colspan="2">交付決定</th> <th></th> <th colspan="2">実績報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費・謝金</td> <td>1,000,000円</td> <td rowspan="4">→</td> <td>人件費・謝金</td> <td>1,800,000円<br/>(+800,000円)</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>500,000円</td> <td>旅費</td> <td>900,000円<br/>(+400,000円)</td> </tr> <tr> <td>物品費</td> <td>800,000円</td> <td>物品費</td> <td>200,000円<br/>(▲600,000円)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>700,000円</td> <td>その他</td> <td>100,000円</td> </tr> </tbody> </table> | 交付決定                      |  |  | 実績報告 |  | 人件費・謝金 | 1,000,000円 | → | 人件費・謝金 | 600,000円<br>(▲400,000円) | 旅費 | 500,000円 | 旅費 | 900,000円<br>(+400,000円) | 物品費 | 800,000円 | 物品費 | 800,000円<br>(±0円) | その他 | 700,000円 | その他 | 700,000円<br>(±0円) | 合計3,000,000円 |  |  | 合計3,000,000円 |  | 交付決定 |  |  | 実績報告 |  | 人件費・謝金 | 1,000,000円 | → | 人件費・謝金 | 1,800,000円<br>(+800,000円) | 旅費 | 500,000円 | 旅費 | 900,000円<br>(+400,000円) | 物品費 | 800,000円 | 物品費 | 200,000円<br>(▲600,000円) | その他 | 700,000円 | その他 | 100,000円 |
| 交付決定         |            |   | 実績報告  |                           |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 人件費・謝金       | 1,000,000円 | →   | 人件費・謝金  | 600,000円<br>(▲400,000円)   |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 旅費           | 500,000円   |   | 旅費  | 900,000円<br>(+400,000円)   |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 物品費          | 800,000円   |   | 物品費   | 800,000円<br>(±0円)         |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| その他          | 700,000円   |   | その他   | 700,000円<br>(±0円)         |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 合計3,000,000円 |            |   | 合計3,000,000円  |                           |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 交付決定         |            |   | 実績報告  |                           |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 人件費・謝金       | 1,000,000円 | →   | 人件費・謝金  | 1,800,000円<br>(+800,000円) |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 旅費           | 500,000円   |   | 旅費  | 900,000円<br>(+400,000円)   |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| 物品費          | 800,000円   |   | 物品費   | 200,000円<br>(▲600,000円)   |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |
| その他          | 700,000円   |   | その他   | 100,000円                  |  |  |      |  |        |            |   |        |                         |    |          |    |                         |     |          |     |                   |     |          |     |                   |              |  |  |              |  |      |  |  |      |  |        |            |   |        |                           |    |          |    |                         |     |          |     |                         |     |          |     |          |



|    |         |   |  |
|----|---------|---|--|
| 9  | 変更申請と承認 | 設備備品費に関する変更は、どれだけ軽微なものであっても変更申請が必要ですか。                      | 設備備品費に関して変更がある場合（軽微な変更を含む）は、必ず事前に担当までご相談ください。その上で、変更申請の必要性についてお伝えいたします。  |
| 10 | 変更申請と承認 | 交付決定を受けた補助対象経費について、支出の内容（設備備品費を除く）を変更する場合は、変更申請が必要ですか。      | 購入する消耗品費を変更したり、旅費の行程を変更したりする等、支出の内容に変更があっても、No.8のルールに抵触しない場合、変更申請は不要です。ただし、事業費の精算において、当該支出の内容が、事業の遂行上、どう必要であったかを十分にご説明いただくこととなります。必要性が認められない場合、補助対象経費として認められませんので、判断に迷う場合には事前に担当までご相談ください。 |
| 11 | 変更申請と承認 | 交付決定額を上回る事業費の交付を受けることはできますか。                                | 本補助金においては、事業費の増額に係る変更申請は認められません。   |
| 12 | 変更申請と承認 | <複>において、初年度の事業費を翌年度に繰り越したり、翌年度の事業費を初年度に前倒したりして執行することは可能ですか。 | 出来ませんので、計画的な予算執行をお願いいたします。   |
| 13 | 補助金の執行  | 補助金だけでは事業実施できない場合、大学の自己財源等と合算して事業実施することは可能ですか。              | 大学の自己財源のほか、札幌市以外（国や道など）からの補助金、助成金、負担金等と合算可能です。ただし、本市の補助金、助成金、負担金等との合算は不可ですのでご注意ください。なお、補助金と自己財源等を合算した合計額が、総事業費を超えることは出来ません。  |
| 14 | 補助金の執行  | 食育の事業として食材の購入を予定しているが、食糧費のため対象外経費となりますか。                    | 食育事業における食材の購入は、当該食材が個人的消費経費に該当するか否かで判断いたします。個人的消費経費ではなく、事業遂行に必要な経費と認められる場合は、補助対象経費となります。   |
| 15 | 補助金の執行  | 会議時における弁当、茶菓子や、これに付随する紙コップ等の消耗品は、会議費として補助対象経費となりますか。        | 会議における弁当、茶菓子やこれに付随する紙コップ等の消耗品はすべて個人的消費経費に該当する経費と見なし、対象外経費とします。   |
| 16 | 補助金の執行  | 補助対象経費として、「事業の実施に直接的に必要な経費」と認められない経費の例を教えてください。             | たとえば次のような経費は、事業に直接的に必要な経費として認められません。<br>・ 大学が通常備えておくべきもの（什器、名刺等）   |

|    |        |  |   |
|----|--------|--|---|
|    |        |  | ・ 経常的な経費（大学の運営に係る人件費・光熱水料・固定資産税等）   |
| 17 | 補助金の執行 | 人件費について、「補助対象事業に従事する者」とはどのような意味ですか。                  | 補助対象事業に専従する者や、他の業務と兼務する場合であって、エフォート管理等により補助対象事業への関与割合が明確に算出できる者等の人件費が対象となります。<br>広く教育・研究等の業務を行うこととして雇用されている者について、補助対象事業の実施分を時間で按分して人件費計上する等は認められません。  |
| 18 | 補助金の執行 | 補助事業の全てを委託することは可能ですか                                 | 本補助事業については、代表大学が主体的に実施する事業であることを要件としております。このため、原則、補助事業の全てを委託することは認められません。<br>ただし、補助対象経費以外の費用も含め一体的に見て、大学が直接的に執行していることが認められるなど、大学が主体的に実施している事業と説明できる場合はその限りではありません。<br>なお、この場合は、申請書等において事前に、事業の全体像を示すようにしてください。        |
| 19 | 補助金の執行 | 連携する他機関に事業費を配分してよいですか。                               | 事業費を配分して差支えありません。この場合、事業費を配分された機関の規程等に照らして適切に補助金を執行してください。<br>連携する他機関が配分金を執行した場合も、補助金の支出に関する挙証書類をご提出いただきます。   |
| 20 | 実績報告   | 支出を証する挙証書類とは何を提出すればよいですか。                            | 大学の取引の場合、銀行振込が大多数を占めると思われるため、領収書の提出は難しいと認識しております。適正な支出内容であることが客観的に判断できる書類として、金額、支払日、支払相手、購入物品の内容等の情報がわかるものであれば、大学の財務会計システムから出力した支払明細書等で差し支えありません。ただし、上記の書類は自社システムで出力したもので、相手方から別途受領している、請求書や納品書等の書類で補完をしていただく必要があります。 |
| 21 | 実績報告   | 領収書などのあて先は代表大学、他機関（民間企業、大学、金融機関、札幌市役所等）どちらでも問題ないですか。 | 領収書の宛先は、補助金を執行する機関と一致させてください。補助金をすべて代表大学で執行する場合は、すべて宛名が代表大学と  |

|    |      |  |  |
|----|------|--|--|
|    |      |  | なり、他機関に配分した事業費の執行分は、他機関が宛名となります。   |
| 22 | 実績報告 | 事業費を他機関に配分した分の実績報告はどのように行えばよいですか。              | 他機関の分もまとめて代表大学が行ってください。実績報告内容に疑義が生じる場合の対応等も、代表大学で行ってください（要綱第10条）。但し、収入及び支出を明らかにした帳簿や、支払を証する書類等は各機関で保管してください（要綱第14条）。 |
| 23 | 情報公開 | 事業のうち、機密情報を取り扱う等あれば、情報について非公開を前提としていただくことは可能か。 | 事業内容は本市のHP等で公表する予定ですが、公表内容は各大学と調整する予定ですので、機密情報等を含む場合は、その際にご相談ください。   |

## 別表 評価基準

各項目の評価基準点は次のとおり定性評価し、「評価基準点×係数」で評価点を求めるものとする。なお、審査の結果、最大評価合計点の6割に満たない事業は採択しない。

5点:とても優れている

4点:優れている

3点:普通

2点:やや劣る

1点:劣る

| 項目   | 評価の観点                                 | 係数 | 最大評価点 |
|------|---------------------------------------|----|-------|
| 企画内容 | 企画内容が大学等の知見に基づく先進的・独創的なものであるか。        | 5  | 25    |
|      | 市民ニーズや地域課題を的確に捉えた課題設定であるか。            | 3  | 15    |
|      | 企画内容が課題に対する解決手法として妥当か。                | 1  | 5     |
| 連携体制 | 代表大学等が主体的に実施する体制となっているか。              | 3  | 15    |
|      | 構成員の役割が明確であり、事業遂行する上で最適化されているか。       | 3  | 15    |
| 波及性  | 成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 | 3  | 15    |
| 業務遂行 | 事業効果の指標や目標の設定において検証が可能であり、妥当であるか。     | 1  | 5     |
| 効率性  | 予算の積算が効率的かつ適正であるか。                    | 1  | 5     |
| 合計   |                                       |    | 100   |